第三期带広市地域福祉計画(骨子)

計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

地域福祉とはそれぞれの法律や制度によって提供される福祉サービスのみならず、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくこと。

2 計画策定の目的

ここ近年で少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などにより、地域のつながりが弱まってきていることや、高齢者、障害者、子育て世帯などの各分野を横断するような複合的な課題を抱えていたり、分野別の縦割りの制度を当てはめるだけの対応などでは解決が難しいケースなどが増えてきている。

こうした課題を解決していくためには、地域住民が「支え手」、「受け手」という関係を超え、主体的に地域福祉活動に関わるなど、行政のみならず地域住民や関係団体も含めた包括的な支援体制を構築していくことが求められており、国では「地域共生社会」という考え方を示している。

こうしたなか、地域住民に最も近い自治体として、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていくことを目的とし、計画を策定するもの。

3 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定されるもの。

高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、その他福祉に関し共通して取り組むべき事項を盛り込み、各分野の地域福祉に関する施策を横断的に展開し、「地域共生社会」の実現を目指すもの。

また、「成年後見利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」も包含する。

※成年後見制度利用促進法、再犯の防止等の推進に関する法律が国において施行され、自治体においてそれぞれ「基本計画」、「推進計画」を策定し、支援施策を進めることが求められていることから、上記2つの計画を地域福祉計画の中に盛り込み、一体的な支援施策を行うもの。

4 計画の期間

令和2 (2020)年度~令和6(2024)年度までの5年間

国、道の動向、制度改正や福祉ニーズの変化など必要に応じて見直しを行う。

帯広市の地域福祉の現状と課題

1 帯広市の現状

(1) 市民の状況

高齢化率、障害者(児)数、介護認定者数などの各種統計推移より福祉制度が必要な人が増加していることが伺えられる。

(2) 地域活動・市民活動団体の状況

町内会数・加入率などは減少傾向にあるが、ボランティア団体登録数・登録人数は増加しており、活動 内容によって傾向は変化している。

(3) 各種相談窓口等件数

高齢者や障害者、子育てについての相談件数等は増加傾向にある。

2 市民アンケート調査の結果

帯広市に住所を有する20歳以上の男女1,000人を対象に地域福祉に関する調査を行い、431人から回答があり、主だった内容として、どのような近所付き合いが良いかの問いに対しては、「挨拶程度の関係」、困っていることに対しては「健康に関すること」といった回答が多かった。

また、近所に困っていそうか方がいるかの問いに対し、約8割の方はわからないと答えており、地域活動については町内会に加入している人は多いものの、実際に活動している人は半分程度となっている。

3 第二期地域福祉計画の取組の評価結果

第二期計画における基本的視点Ⅰ~Ⅳの取組を評価。

- I ノーマライゼーションやユニバーサルデザイン、防災・防犯活動について、意識啓発や、人材育成事業、関係機関との連携により推進が図られた部分はあるものの、継続的な取組は今後も必要である。
- Ⅱ 地域福祉活動の推進については、地域交流サロン事業や地域生活支援事業などにより促進された 一方、人材育成については各種講座を実施するも、依然として担い手不足が懸念される。
- Ⅲ 保健福祉部の総合相談窓口や各種支援センターなどの設置から、相談体制の充実を図り、各種 サービスの提供体制や利用の促進についても多職種と連携して充実されたが、制度の狭間の課題 も顕在化している。
- Ⅳ 健康相談や介護予防普及啓発事業、救急医療事業などの取組を通し、健康づくりに対する意識啓発や医療体制の充実を図ってきた。

4 今後に向けた課題と基本的考え方について

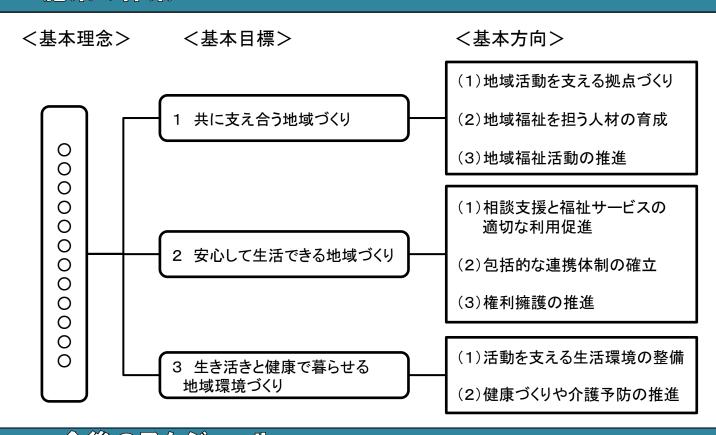
(1) 課題について

高齢者世帯や独居世帯の増加に加え地域交流が少なくなり、社会的に孤立している世帯が増加していることや、各分野を横断するような複合的な課題を抱えた案件の増加、健康維持やノーマライゼーション意識啓発の継続などが課題となっている。

(2) 基本的考え方について

地域住民が主体的に地域に関わるための活動拠点づくりや、人材育成などに係る取組、住民、関係団体、行政等が一体となった包括的な支援体制の構築、誰もが生きがいを持って健康で生活できるための生活環境の整備などを推進していく。

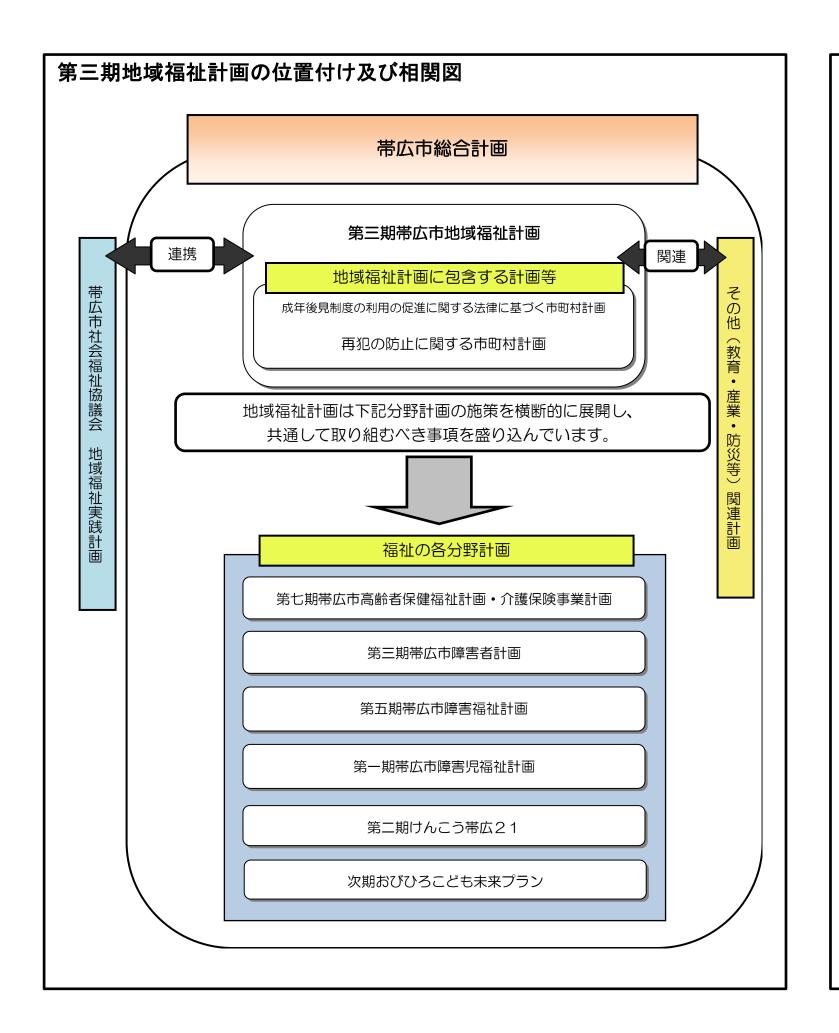
施策の体系



~ 今後のスケジュール ~

11月 原案作成 ⇒ 11~12月:パブリックコメント実施 ⇒ 1~2月:最終案作成 ⇒ 3月:成案

【参考資料】



第二期地域福祉計画の評価 評価対象 ○平成27年度~30年度の評価 H29 年度 H28 年度 評価 H27 年度 評価 基本的視点 施策の基本方向 主な施策 年度 評価 ノーマライゼーション理念の定着 ①心のバリアフリーの促進 В I すべての市民が安心 1)ユニバーサルデザインの意識啓発の促進 В В В В して暮らしやすい地域をつ 2 ユニバーサルデザインのまちづくり ②都市基盤の整備 В くるために 3 防災、防犯活動の推進 ①地域の防災、防犯、交通安全活動の推進 Α В ①地域で支える仕組みの充実 ②地域活動の促進 Α В В В 地域の福祉活動の推進 ③社会参加の促進 В В Ⅱ 地域の活動を積極的 ④コミュニティ活動の推進 В В В В にすすめるために ⑤子どもや青少年を育む環境整備の推進 Α В В ①地域の人材の育成 В В В 5 地域福祉を担う人材育成の促進 ②ボランティアの養成 В В В В ①総合的な相談体制の整備 お 相談・支援体制の充実 ②地域における相談体制の充実 ③成年後見制度の充実 Α Α Α ①在宅サービスの充実 Α В ②施設サービスの充実 Α Α Α Ⅲ 安心して利用できる 7 適切な福祉サービス利用の促進 福祉サービスを実現する 3保育サービスの充実 В Α В ために 4 障害者福祉サービスの提供体制の充実 Α В ①サービス提供団体間の連携の促進 В В В ②地域生活移行の推進 Α Α 3 総合的な福祉サービスの提供・連携体 制の確立 3療養施策の充実 Α Α Α ④子育て支援の総合的連携の推進 Α Α ①健康づくり活動の推進 Α 健康づくりの推進 ②健康づくりの意識の普及 В В В 3介護予防の推進 Α Ⅳ 総合的な健康づくりを 1)地域医療体制の充実 В В В В 推進するために ②救急医療体制の充実 В В В В 10 医療との連携 ③予防、早期発見の取組みの促進 Α Α Α Α 4医療機関の機能分担と連携 Α Α 評価 H27 H28 H29 H30 割合 A 順調に進んでいる 17 16 16 13 53.4% 12 13 13 16 46.6% B ある程度進んでいる

C あまり進んでいない

D 進んでいない

0

0

0

0

0

0

0

0

0.0%

0.0%